災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書

昭島市(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人クライシスマッパーズ・ジャパン(以下「乙」という。)とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が甲の区域内に発生したとき(以下「発災時」という。)に備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、発災時に備え、平常時から相互に協力して調査研究を行うとともに、発災時に実施する乙による支援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(調査研究等の実施)

第2条 甲及び乙は、平常時から災害に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体的な活動を行うものとする。

(支援活動の実施)

- 第3条 乙は、発災時に緊急に支援活動が必要であると認められるときは、航空法(昭和27年法律第231号)第132条の3に規定する国土交通省令で定める者として、自主的な判断に基づき、次に掲げる支援活動(以下「支援活動」という。)を行うものとする。
- (1) 無人航空機 (ドローン) による被災状況の調査
- (2) 無人航空機 (ドローン) により撮影した情報の甲への提供
- (3) 第1号に掲げる調査により把握した被災状況を反映した地図の作成
- (4) 前号の定めにより作成した地図データの甲への提供及びインターネット上での公開
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- 2 甲は、乙が支援活動を遅滞なく行えるよう、平常時から可能な範囲で協力するものとする。

(連絡担当)

第4条 甲及び乙は、災害が発生したときに必要な情報等を相互に提供することにより支援活動の円滑な運営を図るため、平常時から連絡担当を定めるものとする。

(経費の負担)

- 第5条 支援活動に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として乙の負担とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、経費の負担について疑義が生じたときは、その 都度甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償等)

- 第6条 乙が実施する調査研究又は支援活動に従事する者が、当該調査研究又は支援活動により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における災害補償については、乙が負担する。
- 2 乙が調査研究又は支援活動中に第三者に損害を与えた場合には、乙がその損害の賠償に要する費用を負担する。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなし、その後もまた同様とする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押 印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年 4月25日

東京都昭島市田中町一丁目17番1号

甲 昭島市

代表者 昭島市長 臼井 伸介



東京都調布市国領町三丁目4番41号

乙 特定非営利活動法人クライシスマッパーズ・ジャパン

代表者 理事長 古橋

